

大村市
限定！

大村市内限定で利用可能な
スマートフォンを使った電子マネー

電子
地域通貨

ゆでぴ



＼QRコードを設置するだけ！／



／パソコンやスマートフォン、
タブレットで簡単管理！



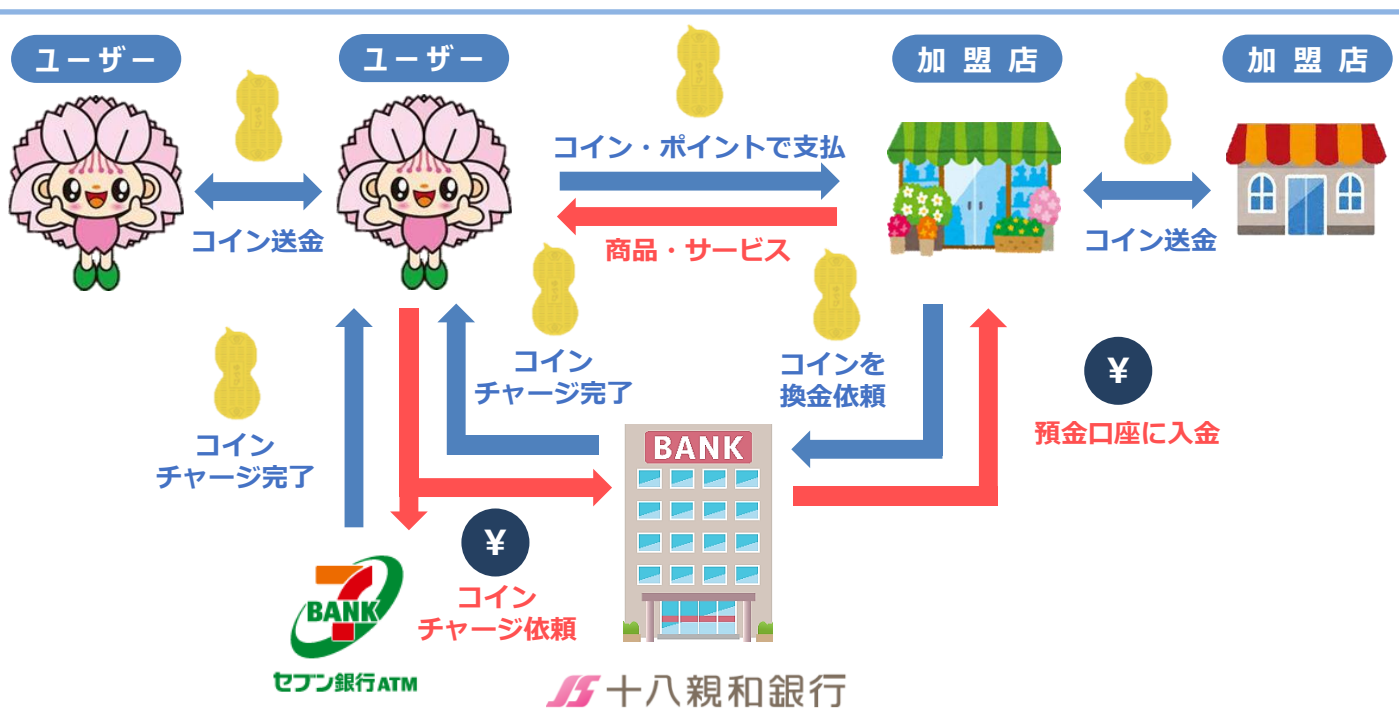
ゆでぴとは

大村市内**限定**でご利用可能なスマートフォンを使った電子地域通貨（＝電子マネー）です。

大村市、CONNECTと十八親和銀行が連携して大村市内の各加盟店間の資金流通を促進することで、地域内における資金循環拡大を通じた地域経済活性化の実現を目指しています。



ゆでぴの仕組み



ゆでぴ導入のメリット

① 低コスト

専用端末不要

ご用意いただくのは
QRコードのみ

店外のイベントなどでも
QRコードの設置
だけでOK。



② 負担減

決済時のやり取りの手間を減少

現金授受が不要になり、
レジ周りの負担が減少

特にワンオペの飲食店様は
現金授受＝手洗いなどの工程
がなくなるので、お客様への
サービスに専念できます。

③ 集客・

販促の強化

アプリに店舗情報や
宣伝を無料掲載

加盟店で編集でき、タイムリー
な広告宣伝が可能です。

加盟店におけるゆでぴの使い方

確認する

- ✓ お支払の際にお客さまが入力したスマートフォンの画面を確認するだけ
- ※ 決済が完了すると決済通知メールが届く

返金・返品

- ✓ 該当の決済完了から**24時間以内**であれば管理画面から**取り消しが可能**
- ※ 24時間を経過した場合は現金の返金等の対応が必要

換金する

- ✓ 貯まったコインは加盟店管理画面から**換金申請**が可能
- ※ 銀行窓口への来店不要

送金する

- ✓ 他の加盟店へコインを送ることが**24時間いつでも可能**
- ※ 但し、アプリユーザー（消費者）への送金は不可

導入・利用も簡単！

◆ 必要なご準備は、下記3点のみ！

- ① **十八親和銀行の普通預金または当座預金**
- ② **電子メールを受信できる端末**（PC・スマートフォン・タブレット等）
- ③ **インターネット環境** - Google Chrome:最新版
Firefox: Ver69.0.2以上 等

◆ 各種手数料（消費税別）

年会費・決済手数料		無 料
換金手数料	域内	1.8%
	域外	2.3%
加盟店間送金手数料		送金額の0.5%（上限500円）

- ※ 換金手数料は、換金申請時に手数料を差し引いた額をご入金させていただきます。
- ※ 加盟店間送金手数料は、月末締め、翌月10日にゆでぴコインでの引き落としになります（ゆでぴコインの残高がない場合はご指定の十八親和銀行の口座より引き落としになります）

◆ 換金申請のタイミング

換金依頼日	入金日
毎週水曜日（銀行休業日を含む）	換金依頼日より2営業日後



店舗へのゆでび導入の流れ

(お申込から利用開始までは約3週間※1)

※1審査の状況により前後する場合があります。

① お申込み ※2

② 加盟店審査

③ 加盟店ID・QR受領
ステッカー等の受領
招待メールの受領

④ 招待メールのリンクを
クリックし、パスワード
を設定

⑤ 招待メールに記載の
URLより加盟店用管
理システムへ接続
ご利用開始

※ 2 お申込みは入力フォームにご入力いただきます。ご入力いただいた内容を転記した申込書及び規約等のデータをお届けの電子メールアドレスへ送付いたします。

※ 規約の内容をご確認いただきましたら、申込書に銀行口座の届出印を押印いただき必要書類と併せて下記お問い合わせ先までご郵送下さい。

【加盟店申込みフォーム】

【法人用】

<https://www.18shinwabank.co.jp/forms/pc/6c979389ef412b37643a795073a47343c0a021d7copy20230628091048copy20231128193357copy20231206094309>



【個人事業主用】

<https://www.18shinwabank.co.jp/forms/pc/6c979389ef412b37643a795073a47343c0a021d7copy20230628091048copy20231128193357copy20231206094309copy20231206161843>



【申込時必要書類一覧】

No.	送付書類
1	ゆでび加盟店申込書（銀行口座届出印を押印）
2	ゆでび複数店舗別紙（複数店舗申込みの場合）
3	同意書（大村市電子地域通貨「ゆでび」事業専用）
以下、十八親和銀行と融資取引がない場合	
4	（法人）登記簿謄本（全部事項証明書）
	（個人事業主）代表者本人確認資料（運転免許証の写し 等）
5	（法人・個人事業主）許認可証（写し）
	許認可を要す業種 各種食料品小売、燃料小売、飲食店、旅館、ホテルその他宿泊業 等

お問い合わせ先

十八親和銀行 デジタル化推進部

〒850-0841 長崎市銅座町1番11号

0120-123-431 【受付時間】 平日9:00 ~ 17:30 （但し、銀行休業日は除きます）

E-mail: yudepi@18shinwabank.co.jp